

商品概要説明書

教育ローン（ジャックス保証型）

（平成 28 年 9 月 1 日現在）

商品名	ジャックス教育ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○ J A の営業地区内に在住または在勤の方。○ お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 76 歳未満の方。○ 安定継続した収入のある方。○ J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 就学されるご子弟の教育に関する次のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。<ul style="list-style-type: none">① 在学時に必要な費用（授業料、教材費等）② 入学時に必要な費用（入学金、寄付金等）③ 受験に必要な費用（受験料、交通費、宿泊費等）④ 入居時に必要な費用（敷金、礼金等）⑤ 現在、他金融機関からお借入中の教育資金のお借換資金⑥ 学生生活に必要な資金（アパートの家賃、通学定期代等）○ 上記の①～④につきましては、借入申込日から 3 か月以内にお支払済みの資金を含みます。
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 10 万円以上 500 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、医科・歯科・薬学大学または学部の場合は 1,000 万円以内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として据置期間を含め 6 か月以上 13 年 6 か月以内とし、1 か月単位とします。なお、据置期間は、ご融資対象ご子弟の入学予定年月の 7 か月前から卒業予定年月の 6 か月後までの範囲内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 次のいずれかよりご選択いただけます。<ul style="list-style-type: none">【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（日本政策金融公庫「国の教育ローン」連動金利）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。○ お借入利率には、年 1.0% の保証料を含みます。○ 利率は店頭に掲示します。詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内とします。）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○J Aが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ご返済期間終了後までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。 ※ 手数料につきましては、J Aにお問い合わせください。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J Aにお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、山梨県農業協同組合中央会が設置・運営する山梨県J Aバンク相談所（電話：055-222-7700）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。山梨県J Aバンク相談所にお申し出ください。 山梨県弁護士会（電話：055-235-7202） 東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記山梨県J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」
その他	○お申込みに際しては、J AおよびJ Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J Aの融資窓口までお問い合わせください。